

令和3年青森県登録販売者試験実施要綱

1 試験日及び場所

(1) 試験期日

令和3年8月25日(水) 午前10時30分から午後3時55分まで

(2) 場所

青森市横内字神田12番

青森中央学院大学

※ 受験者数により、試験場所が変更となる可能性があります。試験場所を変更する場合は、受験票により受験者に通知します。

(3) 入室時間

9時40分から10時10分まで(厳守)

2 試験科目

	試験項目	出題数
午前の部 10:30~12:30	医薬品に共通する特性と基本的な知識	20問
	主な医薬品とその作用	40問
午後の部 13:55~15:55	人体の働きと医薬品	20問
	薬事関係法規・制度	20問
	医薬品の適正使用・安全対策	20問

※試験は、マークシート方式にて実施する。出題は、手引き平成30年3月版の範囲とする。

3 受験資格

年齢、学歴及び経験等を問わない。

4 受験申請書配布場所

令和3年6月2日(水)より、医療薬務課及び県型保健所にて配布する。

受験申請書の郵送を希望する場合は、封筒の左隅に「登録販売者試験受験申請書送付希望」と朱書きし、140円分(申請書1部(約45g)の場合)の切手を貼った角形2号の返信用封筒(宛先明記のこと)を添えて、医療薬務課へ申し込むこと。

5 受験申請書受付期間

令和3年6月23日(水)から6月29日(火)まで。(当日消印有効)

6 受験申請書提出先及び問い合わせ先

〒030-8570 青森県青森市長島1丁目1番1号

青森県健康福祉部医療薬務課薬務指導グループ

電話: 017-734-9289

※ 新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、原則郵送により提出してください。郵送による出願の場合は簡易書留、書留又は特定記録とし、封筒の表に「登録販売者試験受験申請書在中」と朱書きしてください。

※ 毎年、郵送による受験願書の提出に際し、4 受験申請書配布場所に記載する返信用封筒が同封されているケースが散見されます。願書提出時に、返信用封筒の同封は必要ありませんので御注意ください。

7 受験申請手数料

受験申請書に「17,600円」相当額の青森県収入証紙を貼付して納付する。

(証紙は消印しないこと。消印したり、汚損した場合は無効となる。)

※ 日本政府収入印紙は使用できません。

※ 青森県収入証紙以外での納付(郵便為替等)は認めません。

※ 青森県収入証紙の購入が困難な場合は、一部の証紙売りさばき人において郵送販売に対応している場合があります。詳細については、青森県ホームページでご確認ください。

【確認方法】

青森県ホームページで「県証紙」と入力して検索 > 検索結果の「青森県証紙について」

※ 受験手数料は、受験願書を受理した後は、いかなる理由があっても返還しません。

8 提出書類

(1) 受験申請書一式 (すべて一葉になっているので、切り離さないこと)

(2) 写真(縦4.5cm×横3.5cmで、出願前6か月以内に、無背景、脱帽、正面向きで上半身をカラーで撮影した写真とし、裏面には氏名を記載する。)

9 受験票の交付

受験申請書を受理したときは、試験の概ね2週間前までに受験票を申請者へ送付する。

なお、出願後に転居した場合又は10日前までに受験票が届かない場合は、医療薬務課まで連絡すること。

10 合格基準

原則として、総得点の7割であって、かつ、各項目の得点が4割以上とする。

11 合格発表

令和3年9月28日(火)午前10時発表予定とし、合格番号及び解答について、青森県公式ホームページへ掲載するとともに、青森県庁試験掲示板(東棟玄関内)及び各県型保健所掲示板に掲示する。また、合格者には、合格通知書を送付する。

12 得点の閲覧

青森県個人情報保護条例第20条第1項の規定により、受験者本人は、以下のとおり口頭で開示請求することにより、今回実施した試験の項目別得点及び総合得点を閲覧することができる。

(1) 口頭開示請求をすることができる期間

令和3年9月28日(火)～令和3年10月27日(水)午前9時～午後5時

※ 9月28日(火)のみ午前10時～午後5時

(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

(2) 受付及び閲覧の場所

青森県健康福祉部医療薬務課(青森県庁北棟6階、地下駐車場あり)

(3) 持参書類

ア 受験票

イ 受験者本人であることを証明する書類等

(運転免許証、旅券、健康保険証の被保険者証、住民基本台帳カード又は個人番号カードのいずれか)

13 その他

(1) 試験に必要な携行品及び注意事項については、受験票により通知する。

(2) 試験問題は、受験者が持ち帰ること。

(3) 会場に駐車場はあるが、数に限りがあるので、なるべく公共交通機関を利用して来場すること。

また、会場周辺に無断駐車、路上駐車等を行わないこと。

- (4) 原則として、試験開始後30分までは入室を認めるが、駐車に時間を要したなどの個人的事情については、その後の入室について一切配慮しない。
- (5) ゴミは各自持ち帰ること。
- (6) 敷地内は全面禁煙である。
- (7) 昼食は、試験室内でとることができるが、手配は各自で行うこと。
なお、学術交流会館1階の食堂も営業している。
- (8) 視覚・聴覚・音声機能または言語機能に障害を有する者で、受験を希望する者は令和3年6月18日(金)までに青森県健康福祉部医療業務課業務指導グループまで申し出ること。申し出のあった者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講じることがある。

14 新型コロナウイルス感染症対策について

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、次の事項を厳守すること。
 - ア マスクを正しく着用の上、受験すること。咳・くしゃみは、二の腕の内側で口を押え、他の人から顔をそむけてすること。
 - イ 以下のに該当する場合は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため受験を控えること。また、会場まで来た場合でも、これらの症状がある場合は受験を断ることがある。
 - ・いつもの体温と比べて発熱がある
 - ・咳がある
 - ・のどの痛みや強い倦怠感(だるさ)がある
 - ・下痢をしている(持病や食あたりを除く)
 - ・味覚、嗅覚障害がある
 - ・比較的軽い風邪の症状が続き、体調が悪い
 - ・直近で、所属学校・企業・団体等で新型コロナウイルス感染症が出て、自身が濃厚接触者かどうかまだ判明していない
 - ・新型コロナウイルス感染症と診断された人と2週間以内に会った
 - ・2週間以内に海外渡航歴がある
 - ・同居する人が以上の項目に該当する
 - ウ 新型コロナウイルス感染症に罹患し、入院中、宿泊療養中または自宅療養中の受験者は、他の受験者への感染の恐れがあるため、受験を認めない。
 - エ 会場の都合上、新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者に該当する場合は受験を認めない。
- (2) 受験者が必要以上に密集することを避けるため、勤務及び就労に本資格が必要でない方は、来年度以降の受験を検討すること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の流行や災害発生等の影響により、試験を延期又は中止する可能性がある。その場合、青森県庁ホームページの登録販売者試験に関するホームページに掲載する。
- (4) 新型コロナウイルス感染症「接触確認アプリ(COCOA)」のインストールに努めること。
- (5) 試験会場から新型コロナウイルスへの感染者が確認された場合、該当する保健所へ氏名、連絡先等について情報提供をする場合がある。

15 青森県外にお住まいの方の申請について

- (1) 登録販売者試験は、各都道府県で実施しているため、居住地の都道府県で実施される登録販売者試験を受験すること。新型コロナウイルスによる感染防止のため、都道府県をまたいで受験は控えること。
- (2) 事情により青森県外在住者が青森県登録販売者試験の受験を希望する場合には、次の事項を理解の上、受験申請をすること。
 - ア 新型コロナウイルスによる感染防止のため、上限を設けて受け入れを行う。
 - イ 受験申請受理可能人数の上限に達した場合は、受験申請書受付期間であっても、その段階で青森

県外在住者からの受験申請書の受付を締め切る。

ウ 青森県における新型コロナウイルス感染症拡大の状況によっては、青森県外在住者の受験を断る場合がある。

エ イ及びウの場合において、受験申請受付締め切り後に提出された等の理由により受理できなかった受験申請書については、そのまま返送する。その際、受験料の返金対応はできない場合がある。

(3) 青森県外在住者の受験申請受付を締め切った場合は、その旨を青森県庁ホームページの登録販売者試験に関するホームページに掲載する。